

宇城市外国語指導助手派遣業務

仕様書

宇 城 市

1 業務の目的

宇城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が外国語指導助手（以下「ALT」という。）による外国語（英語。以下同じ。）の指導を実施するために、民間事業者（以下「受託者」という。）からのALTの派遣により、より指導力の高いALTを確保して、宇城市立小中学校における外国語に関する教育の充実及び生徒の外国語に対する能力の向上を図るとともに外国語指導に係る管理・運用コストの適正化を図る。

2 業務名

宇城市外国語指導助手派遣業務

3 派遣期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

4 業務場所

教育委員会が所管する宇城市立小学校12校、宇城市立中学校5校及び教育支援センター（宇城っ子ネット）とする。別表1「宇城市立小学校一覧」「宇城市立中学校一覧」「教育支援センター」を参照。

5 派遣人数

ALT 7人

6 仕様書の性質

本仕様書は、教育委員会が上記業務の受注者を選定するためのものであり、受注する最低限度の内容を示したものである。

受注者は、プロポーザル方式による随意契約とするが、プロポーザルの際の受注候補者から本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その受注候補者と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると教育委員会が判断した場合、予算の範囲内で受注候補者はその提案を誠実に実行することとする。

7 受注者の責務

（１） 市内小・中学校へのALT派遣業務

（２） 上記（１）の業務を円滑に履行するために必要な次の業務を行うこと。

ア ALTに対する学習指導要領に基づく指導、カリキュラム等への理解その他業務遂行に必要となる研修の実施

イ 教育委員会、学校、ALTの連絡調整

ウ 教育委員会、学校、ALTの連絡調整をするための担当コーディネーターの選任

エ コーディネーターによる学校訪問、ALTの業務遂行状況の把握及び評価

オ 上記エについての報告及び第12項の報告書等の提出

カ ALTの勤務管理及び欠勤、遅刻等がある場合の教育委員会及び学校への事前報告及び必要により代理のALTの配置対応

キ ALTが学校の指揮命令に忠実に従い、学校の規律、施設管理上の規則等を遵守する

ための適切な措置

- ク ALTへの指導方法等の助言及び教材作成業務支援
- ケ ALTに係る学校からの要望、苦情等への対応
- コ 教育委員会がALTに依頼する研究会、研修会、会議等への協力及び出席
- サ 学校への定期的ヒアリング、アンケートの実施
- シ 上記ア～サのほか、教育委員会が必要と認める業務が発生した場合は、協議の上、速やかに実施するものとする。

8 ALTの業務内容

- (1) 聞くことや話すことなど、生徒の実践的なコミュニケーション能力の育成を図る。
- (2) 英語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする生徒の育成を図る。
- (3) 英語を通じて、異言語や文化への生徒の理解を深める。
- (4) 教職員とともに、教材作成や、学習プログラム、指導方法等を検討し、実践する。
- (5) 学習指導要領に基づいた学習指導計画案等の提案をし、生徒への効果的な指導を教職員とのチームティーチングにより実施する。
- (6) 英語教育に関する研究における指導
- (7) 特別活動及び総合的な学習の時間における指導
- (8) 給食、清掃時間における生徒との交流及び英語指導
- (9) 校内研修での指導
- (10) 宇城市の英語教育及び外国語活動の研修会等における指導
- (11) 上記(1)から(10)に付随又は関連する業務
- (12) 上記業務を行うにあたって、学校のニーズに応じるための事前打合せや、授業の有効性の検討とその後の改善に向けての話し合いをする。
- (13) その他、教育委員会が必要と認め、受注者が合意した業務

9 ALTの資格要件等

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 母語が英語である又は、同等の英語力を有し、現代の標準的な発音、リズム、イントネーションを身に付け、正確かつ適切に指導できる優れた語学力を有していること。また、論理的に文章を構成する力を備えていること。
- (2) 大学卒業程度又はこれと同程度以上の能力を持つ者であること。
- (3) 心身ともに健康であること。
- (4) 日本の生活及び教育に適応し、特に外国語教育に熱心であること。
- (5) 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図り協調性があること。
- (6) 日常会話程度の日本語の会話が可能で、日本の文化等に関心があること。
- (7) 通勤及び各学校への移動が自分で行えること。
- (8) 職務専念義務、守秘義務を履行できること。
- (9) ALTとしてふさわしい態度、服装等をする事
- (10) 日本での就労が認められており、犯罪に係わる刑罰等の執行猶予を受けていないこと。
- (11) 次に掲げる条件を満たしていることが望ましい。
 - ア 母国での教員免許及びTEFL、TESL資格のいずれかを取得をしていること。

イ 日本の小中学校または高等学校において、ALTの経験が1年以上あり、かつ、その学校及び教育委員会の評価が高いこと。

10 ALTの勤務時間及び日数について

- (1) 宇城市立小中学校管理規則（平成17年1月15日教委規則第10号）第4条に規定する休業日を除く日の午前8時から午後5時までの間で1日8時間未満とし、週40時間以内での勤務とする。また、学校や教育委員会の行事等により事前に双方の合意がある場合は、宇城市立小中学校管理規則（平成17年1月15日教委規則第10号）第4条に規定する休業日を勤務日とすることができる。契約期間における派遣日数は、別表2「派遣日数予定表」を参照のとおりとする。
- (2) 休憩時間は、1日当たり1時間を超えない範囲で設ける。
- (3) 勤務時間等の割り振りは、教育委員会の指示によるものとする。また、必要に応じて、教育委員会と受注者が調整をすることにより柔軟に対応できるものとする。
- (4) 勤務日及び勤務時間以外に業務を実施したときは、勤務日数、勤務時間の中で調整することとする。
- (5) 学校の長期休業中の業務については、教育委員会と受注者が協議の上、決定する。また、3日程度（別表2「派遣日数予定表」に含まれない）研修会等における指導を依頼することができるものとする。

11 ALTの採用及び交代について

- (1) 学校に派遣し勤務することとなるALTについては、授業を適正に行うだけでなく、日本国内の法令遵守はもとより、市民の教育に対する信頼を背景に高い服務規律を求められていることから、ALTに対する適切な指導体制を構築すること。
- (2) 本業務を行う受注者は、派遣されたALTの業務状況について、定期的に監督するものとする。
- (3) ALTが誠実に業務を遂行しない場合や、生徒、教員、教育委員会等との関係が円滑にいかない場合は、受注者が適宜指導を加えるものとする。また、受注者は教育委員会から指導の要請を受けた場合は、速やかに指導を加えるものとする。指導後、改善の見込みがない場合は教育委員会と協議の上、交代するものとする。

12 報告書等書類の提出について

- (1) ALTの名簿
個別契約締結後、受注者は速やかにALTの名簿を提出すること。
- (2) 月別業務実施報告書（様式任意）
ア 本業務履行月の翌月10日までに提出すること。
イ 勤務日、巡回先の学校、その他の必要な事項を記載することとする。
- (3) 業務完了報告書（様式任意）
本業務の完了後速やかに提出すること。
- (4) その他、教育委員会の求めに応じて、本業務に係る出勤証明、業務日誌等を作成し提出すること。

13 業務の支払い

業務の支払いは、受注者に対し、月払いとし、前項第 2 号の月別実施報告書を検査後、当該月分の請求を受け、支払うものとする。（請求書受領後 30 日以内に支払う。）

14 業務に係る費用

受注者は、本業務の履行に係る一切の費用を負担するものとする。

15 留意事項

（１） 学習指導要領等が変更されたときは、教育委員会は受注者と協議し、合意の上、変更事項への対応をすることとする。

（２） 守秘義務

受注者及びALTは、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約期間終了後においても同様とする。

（３） 個人情報保護

受注者及びALTは、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（４） 業務遂行中及び業務場所への移動中における事故について

ALTの業務場所への移動中の身体に係わる事故については、受注者の責任において一切の処理をするものとする。

また、加害者となった場合は、受注者の責任において一切の処理をするものとする。

（５） 業務の実施上、受注者又はALTの責に帰す理由により教育委員会、学校又は第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において賠償すること。

（６） 本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、教育委員会と受注者との協議の上、決定するものとする。

（７） 打合せ等

受注者との打合わせは、必要に応じて、適切な方法（往訪、電話、FAX、電子メール等）で随時行うものとする。また、協議において、資料作成、取りまとめを行う。

（８） 指揮命令者は、宇城市教育部教育総務課課長補佐（係長）とする。

（９） 責任者は、宇城市教育部教育総務課長とする。

別表 1

宇城市立小学校一覧（令和 7 年 5 月 1 日現在）

No	学校名	所在地 (宇城市)	1 学年 学級数	2 学年 学級数	3 学年 学級数	4 学年 学級数	5 学年 学級数	6 学年 学級数	合計 学級数
1	三角小学校	三角町三角浦574番地1	1	1	1	1	1	1	6
2	青海小学校	三角町郡浦88番地	1	1	1	1	1	1	6
3	不知火小学校	不知火町高良1952番地	2	2	2	2	2	2	12
4	松橋小学校	松橋町松橋1666番地	3	2	3	3	3	3	17
5	当尾小学校	松橋町曲野1856番地	2	2	2	2	1	2	11
6	豊川小学校	松橋町南豊崎582番地	1	1	1	1	2	2	8
7	豊福小学校	松橋町豊福1604番地	3	2	2	2	2	3	14
8	小野部田小学校	小川町南小野1402番地	1	1	1	1	1	1	6
9	河江小学校	小川町新田1675番地1	2	2	2	3	2	3	14
10	小川小学校	小川町西北小川1番地	1	1	1	1	1	1	6
11	海東小学校	小川町南海東2050番地	1	1	1		1	1	5
12	豊野小学校	豊野町糸石3536番地	1	1	1	1	1	1	6
合計学級数			19	17	17	19	18	21	111

宇城市立中学校一覧（令和 7 年 5 月 1 日現在）

No	学校名	所在地 (宇城市)	1 学年 学級数	2 学年 学級数	3 学年 学級数	合計 学級数
1	三角中学校	三角町波多2946番地	2	1	2	5
2	不知火中学校	不知火町長崎45番地	2	2	2	6
3	松橋中学校	松橋町松橋522番地1	6	7	6	19
4	小川中学校	小川町南部田287番地2	3	4	3	10
5	豊野中学校	豊野町糸石3536番地	1	1	1	3
合計学級数			14	15	14	43

- (1) 各学級数の授業回数は、月 2 回以上の頻度で実施することとする。
- (2) 宇城市立小中学校 17 校のうち2校から4校にALTを1名配置することとする。

教育支援センター

No	施設名	所在地 (宇城市)
1	教育支援センター（宇城っ子ネット）	不知火町高良2273番地1

別表 2

派遣日数予定表

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
令和 8 年度	16 日	18 日	22 日	13 日	2 日	19 日	19 日	19 日	18 日	16 日	18 日	18 日	198 日
令和 9 年度	16 日	18 日	22 日	13 日	2 日	20 日	18 日	20 日	18 日	16 日	19 日	17 日	199 日
令和 10 年度	15 日	20 日	22 日	13 日	2 日	20 日	19 日	20 日	16 日	17 日	18 日	16 日	198 日

(1) 学校行事等により、変更の可能性はある。